



インドネシア コトパンジャン
ダム裁判控訴審勝利に向けて

取り戻そう！ ODA（政府開発援助）ダムに奪われた生活と自然

1996年、日本からのODA（政府開発援助）約312億円で、インドネシア・スマトラ島中部にコトパンジャン・ダムが建設されました。この高さ58m・堤長258mの水力発電ダムにより、124平方Kmの地域が水没し、約5000世帯、23000人の家や農地が奪われました。強制移住先は、水も手に入らないほどの不毛な土地です。農業ができなくなり、住民たちは、十分な食事もできない、子どもたちは学校をやめざるをえない、などといった生活を強いられてきました。私たちの税金や郵便貯金などから拠出されたODAが住民たちを苦しめているのです。

被害を受けた住民及び自然生態系を代理するインドネシア環境フォーラム(WALHI)は、日本政府・JICA・東電設計を相手にダム撤去と補償を求めて提訴しましたが、2009年9月東京地裁は棄却、却下の不当判決を下しました。原告は控訴し、現在東京高裁で控訴審が進められています。



ご支援、ご協力をお願い

- 「支援する会」の会員になってください。会費は、裁判や支援のための様々な運動を支える財政となります。会員には「会ニュース」の送付・裁判やODAに関する情報等を提供します。
郵便振替口座 00950-3-61768
(名義：コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会)
年会費 一般：4000円、学生：2000円、団体一口：10000円
- 3月2日(金)14時からの第1回口頭弁論(東京高裁101号大法廷、傍聴席99名)に傍聴参加をお願いします。抽選の可能性があるので、13:30には裁判所前にお集まりください。東京地裁と高裁は同じ建物です(地下鉄「霞が関」A1出口)。インドネシアから住民原告の意見陳述が行われます。東京地裁判決が認定しなかった、今なお続くダム被害の実情を訴えます。支援の側が傍聴席を満杯にして市民の力で裁判所に認めさせましょう。
- 「公正判決要求署名」を集めてください。2009年の東京地裁判決は、住民の訴えにまったく耳を貸さず、被告の主張を鵜呑みにした著しく公正を欠いた不当判決でした。会では、こうした暴挙を二度と繰り返させないために「公正判決要求署名」に取り組んでいます。裁判所に対して「社会が注目している」ことを示すことは大きな意味があります。ぜひ、職場、地域で取り組んでください。フォームは下記ホームページに掲載しています。集約は1次分として2012年2月末とし、以降随時集約します。

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会

事務所 〒162-0815 東京都新宿区筑土八幡町2-21-301

TEL/FAX 050-3682-0769(P 電話に変更しました。2011年11月)

(専従者はいませんので、下記連絡先までお願いします)

連絡先(電話)：【東京】090-8442-1275[斎藤]、090-8455-5352[山口]

【大阪】090-9613-2861[遠山]、090-8382-9487[三ツ林]

連絡先(メール)：ktoyama@plum.ocn.ne.jp (事務局長・遠山)

info@kotopan.jp (担当：斎藤)

ホームページ：http://www.kotopan.jp/

今も続く深刻なダム被害、 一審判決は被害事実を認めず。

2万3千人の住民がダム建設によって強制移住を強いられました。移転先では、①インドネシア政府が用意した代替住居は、木製の壁、しっくい
の床、アスベストの屋根という粗末なもので②井戸は浅く、枯渇し、水質
が悪く使用に耐えない③ゴム園には約束された成木はほとんどなく収入を
得ることができないという状況に置かれました。移転から15年経った現在
でもこうした住居に居住する住民も存在し、ゴム園は生活の困窮から売却
する人もいます。一審の地裁判決はこうした被害を認定していないのです。
控訴人（原告）は、証拠として屋根材のアスベスト分析結果を提出し、「衣
料品」との判決に反論しています。



SAPS 起案書に明記されてい た「3条件」。日本側には、融 資を止める義務があった。

私たちが、控訴審で証拠提出した SAPS 起案書には、第
1次借款契約に付された「3条件」の履行特約が記載さ
れています。この「3条件」とは、コトパンジャン・ダ
ム建設事業費の第1期分125億円の円借款供与を約束し
た1990年12月13日の第1次交換公文の締結に際して、
討議議事録に記載された「①移転地の象を適切な保護区
に移転すること②移転住民の生活水準は移転以前と同等
かそれ以上のものが確保されること③移転住民の移転合
意及び補償合意は、各世帯から個別に取りつけられるこ
と」というものです。スハルト政権下で軍隊による強制
があったこと、補償が不十分かつ不公平であったことが
SAPS 他の調査や住民の証言で明らかです。「3条件」は
守られていなかったのです。一審判決は「インドネシア
政府に対する条件」として日本側に責任は無いとしてい
ますが、ODA の仕組みから履行特約とは一般貸付条件の
一部であり、これが履行されないときには支払いを停止
することができるかとされています。日本側は合意なき強制
移転に対して支払いを止める義務があったのです。



融資した JICA (JBIC) 自ら が実施した SAPS 調査でダ ム被害が浮き彫りに。

312億円の ODA を出した JBIC（国際協力銀行、現在は統合されて
JICA）が2002年に行った「援助効果促進調査（SAPS）中間報告書」で
は深刻なダム被害が浮き彫りにされています。この SAPS というのは
「個々のプロジェクトに関して何らかの改善措置が必要となった場
合」「事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題を
調査し、具体的な改善・解決策を提案することを主な目的」に「コン
サルタントなどを雇用して」実施している調査です。しかし、1審で
JBIC の証人は「これは、コンサルタントが住民にヒアリングしたも
のをそのまま書いているだけでございまして、私どもが事実を認定し
たという認識は持っておりません」と陳述し、これを否定しています。
そして、判決はこれを認定しているのです。

一審判決の不当性を斬る！控訴理由書

東電設計(株)には、コンサルタント契約に基づきダム湛水 を止める義務があった。

「3条件」の内容は、東電設計(株)が受注したコンサルタント契約にも明
記されています。ODA ではプロジェクトの各段階で JBIC の同意が必要と
定められます。コトパンジャン・ダム事業では本体工事契約には「移転に
対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、
移転問題が解決していること」、ダム湛水時同意には「a. ダムの湛水開始
前までに、補償金の支払い、移転先整備、住民移転が完了していること。
b. 上記移転は、移転以前と同等かそれ以上の生活水準を確保した適切な
ものであること」との履行特約が定められていました。ダム監理を受注し、
40億円もの利益を得た東電設計(株)には、これらが守られず住民に重大な
被害が生じることを知りながら、湛水を指揮した専門家責任があります。

